

# 石川県原子力環境安全管理協議会 議事録

日時：平成20年12月25日（木）午後1時30分～3時20分  
場所：県庁11階 1109会議室

原安室	<p>定刻となりましたので、ただいまから、石川県原子力環境安全管理協議会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、委員の出席数をご報告いたします。協議会委員27名のところ、ただいま22名（最終的には23名）のご出席をいただいております。協議会規程により、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、前回の協議会以降、一部の委員の方に交替がございましたので、新しい委員の方をご紹介します。</p> <p>羽咋市長の山辺芳宣委員でございます。</p> <p>志賀町議会議長の戸坂忠寸計委員でございます。</p> <p>また、説明員として原子力安全・保安院の方からもご出席いただいております。</p> <p>原子力安全・保安院 前川統括安全審査官でございます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、副知事からご挨拶を申し上げます。</p>
副知事	<p>それでは、一言、皆様方にご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>今日は年末の大変気忙しい時になりましたし、またそれぞれご多用の中、この協議会にご参集いただきまして、まずお礼を申し上げます。</p> <p>志賀原子力発電所の状況でございますが、後ほど運転状況については説明がございますけれども、1号機につきましては7月より耐震の裕度を向上させる工事が引き続き行われているということもございます。また、2号機につきましては、去る6月11日、1年11ヶ月ぶりの営業運転を再開されまして、現在、順調に運転が続いているというふうにもお聞きをいたしているところでございます。</p> <p>さて、新聞報道等でもご案内かと思っておりますけれども、国の方では来年の1月から原子力発電所に対する検査制度を充実・強化するといったしまして、法令の改正を行い、制度の見直しを行っております。</p> <p>報道でご案内かと思っておりますけれども、現在13箇月である定期検査間隔が18箇月或いはまた最長では24箇月に延長されるということが話題として取り上げられているわけでございます。そこで、本日は、原子力安全・保安院の方から、新しい検査制度について説明を受けることにいたしておりますので、どうぞ皆様方もしっかりお聞き取りいただきたいと思っております。</p> <p>そして今日の協議会は、この他、臨界事故に係る再発防止対策の取組状況であったり、或いはまた、通常の議題であります「志賀原子力発電所の運転状況」「周辺環境放射線監視」及び「温排</p>

<p>原安室</p>	<p>水影響調査」の結果につきましても、ご審議していただくことにいたしておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>今日のご出席に重ねてお礼を申し上げて、最初のご挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>協議会規程により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、副知事をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、さっそく議事に入りたいと思います。</p> <p>まず、今日の議題（１）は、志賀原子力発電所の運転状況等について、北陸電力の方から説明をして下さい。</p>
<p>北陸電力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資料No. 1-1 志賀原子力発電所運転状況等四半期報告（平成20年度第2四半期）」を用いて説明</li> <li>・ 「資料No. 1-2 志賀原子力発電所運転状況等報告（前回協議会以降）」を用いて説明</li> </ul>
<p>議長</p>	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたら、ご発言いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>資料No. 1-1の2ページ目の従事者の線量の評価の件ですけれども、これはどのようにして評価すればよろしいのでしょうか。0.52人・Svとあって、人数に浴びた量をかけたものだと思いますが。従事者が沢山いれば増えます。こういうのはどういうふうに解釈すれば良いのか。作業者が沢山放射線を浴びてきている状況になっているのか。そうではなく、どんどんどん放射能も非常に少なくなっている現状なのか。そこはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>北陸電力</p>	<p>今のご質問ですが、少し詳しく書いたものが、お手元の資料の9ページ目に書いてございます。これは、この1,118人の放射線従事者の方がどの程度被ばくしたかというものの線量分布を表したものでございまして、社員では5mSv以下が293人、社員以外の方で5mSv以下が810人、5を超えて10mSv以下が15人ということでございます。</p> <p>被ばく線量につきましては、できるだけ少なくするというのが基本的な原則でございますけれども、どうしても定期検査の作業に伴いまして、ある程度の被ばくが発生するものでございます。作業の内容によりまして、少し変わるんですが、どうしても、こういうふうにはデータをとりまとめまして、できるだけ被ばくをしないように管理をしているということでございます。</p>

議 長	<p>よろしゅうございますか。他にどうですか。</p> <p>それでは、他にご発言もないようですので、この運転状況等につきましては、以上とさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、今日の議題（２）にあります志賀原子力発電所１号機 臨界事故に係る再発防止対策の実施状況について北陸電力から、説明してください。</p>
北陸電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「資料 No. 4 発電設備に関する再発防止対策の実施状況について」を用いて説明</li> </ul>
議 長	<p>それでは、今ほどの説明について、ご質問等がありましたら、ご発言いただきたいと思います。</p>
委 員	<p>今のスライドの１６ページに、失敗事例に学ぶ仕組みというものがありました。これは大事なものだと思います。その中に失敗活用リーダーということが書いてありましたが、具体的にどんなことを、失敗事例を含めて、ちょっと簡単に紹介していただければと思います。</p>
北陸電力	<p>失敗活用リーダーと申しますのは、全体の実務の中心になる人間、具体的な職で言いますと、副課長クラスの間人です。ここに全社で１３５名と書いてありますが、原子力発電所では２２～３名選任しております。彼らが今まであった、例えば当社であった不具合ですとか、或いは余所でこんなことがあったよとかいうものを彼らが中心に、旗振り役になって、資料を用意して、職場等で紹介していく。そういった形で、過去にあった配管からの水漏れとか、余所の事例とかを学んで、改善につなげていく。そういう活動をしております。</p>
委 員	<p>ありがとうございます。具体的な失敗としては、どんなことがあるんですか。</p>
北陸電力	<p>いろいろありますが、例えば、当社ですと、これは以前報告した事象ですけれども、今年の４月に水が若干漏れたと、その中に放射能が若干含まれていたわけですけれども、その中で、バルブはちゃんと本人は閉めたつもりでもきっちり閉まっていなかったとか。そういったような事例を元に、どう確認すれば良かったのか。そういったようなことについて、当社の例で言いますと、話し合っております。</p>
委 員	<p>ありがとうございます。大事な取組だと思っておりますので、よろしく願います。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、ここで、原子力安全・保安院では、再発防止対策の実施状況について保安検査を通じてフォローアップを行っております。今月実施した第3回保安検査の最終評価は現在とりまとめ中と聞いておりますが、フォローアップの状況について速報として、保安検査官事務所からも説明をお願いできますか。</p>
<p>志賀保安検査官事務所</p>	<p>議長の方からありましたように現在報告書を取りまとめ中ではありますが、速報ということで簡単に結果報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>第3回の保安検査は今月の12月1日から12月19日まで実施いたしました。検査の場所は、本店、それから原子力本部、それから発電所において実施いたしました。検査の項目として発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況という項目で実施いたしました。今回の検査につきましては、28項目の取り組み状況を確認するとともに、これらの取り組みが自律的かつ継続的な改善につながっているかどうかという観点から確認いたしました。</p> <p>検査の結果につきましては、記録、それから現地確認等を行いました結果、各施策が20年度の取り組み計画に基づき、PDCAを回しながら実施されているということを確認いたしました。特に安全教育、コンプライアンス、それから安全最優先した工程管理、職場討議、フランクな対話、安全文化に関する活動が着実に実施されていることが認められました。</p> <p>今後も第4回の保安検査におきましても、20年度の取り組み計画に基づくPDCAサイクルが機能する仕組みとして構築されているか、取り組みの実施状況、再発防止対策の有効性の評価を確認するとともに、これらの取り組みを自律的かつ継続的な改善につなげ定着しているかどうかを確認する観点から厳格に検査を実施することとしております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、先ほどの北陸電力さんの説明、また、今ほどの保安検査官事務所からの話も含めまして、ご質問等がありましたら、ご発言いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>ただいまのご説明で安全文化というものの定着は非常に良くされているということは確認できました。再発防止検証委員会の委員長の総括にもあるように、非常に着実に進められているということはお話を聞いて、良く分かりました。</p> <p>それで私がご質問したいのは、今後、人も変わるわけですし、新たな方もどんどん入ってくる。私の担当している技術に関連して、今、非常に問題になっているのが、技術継承の問題であります。それで、19ページにありますように、技術的なものについて</p>

<p>北陸電力</p> <p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ては、技術マスターを置かれて、技術が着実に継承されており、実施されている。</p> <p>一方、今回説明のあった隠さない企業風土、安全文化の構築といった制度を進めていく上で、どんどんどんどん担当者がお変わりになられた時に、どうしてそれを継承していくか、これは非常に重要なことだと思います。技術だけではなく、こういうシステムを継承していくための方法として、どのように体制を考えているのかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>この取り組み、今年で2年目になります。</p> <p>今後当然こういったものというものは、これでお終いではなくて、例えば来年度ですと、今年の取り組みを反省した上で、来年度どういった形で取り組んで行くかということを進化させながら、今年度やった内容をある程度踏まえて、来年度どう進化させていくかということを検討しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>先生ご指摘のように、人はやっぱり変わってまいります。変わってまいりますので、その辺は十分検討した上で、職場討議なんかですとか、或いは教育なんかについても、十分踏まえた上で、継続的な取り組みという形で進めていきたいと考えております。</p> <p>ありがとうございます。他どうでしょうか。</p> <p>安全文化というものは、なかなか一般の方には非常にわかりにくい面がございます。実は私自身も関西電力の美浜の3号機の事故の後を受けまして、再発防止のためのそれを検証する委員会、内部もありますけれども、外部にも委員会があり、そこで検討した訳ですけれども、そのとき、安全文化の構築というものを挙げました。これはもともとはチェルノブイリで事故を起こした後、そういう国際的にこういう考え方、安全を最優先する、そういう考え方が出てきたものだと思いますが、これを具体的にどうするかというのは難しい面もありまして、ただ幸いなことに保安院さんの方である程度、こういうことでやったらどうかというものを作っていただいておりますし、具体的な項目というものを挙げていただいている。それに従って、やっているわけでございます。それでたぶん、何かあった後は、何か具体的な項目として、最優先でやらなければならない。そういう意識が非常に高うございますので、行けると思うんですけれども、それを劣化させないためにどうするか。安全文化の定義の中にあまりそういうことを意識しなくても、最初はPDCAを回すということ意識してやるんですけれども、そういうことを意識しなくても、自ずからそういうことができる、技術的にそういうことができるような状況になると、それが一番望ましいということになってございまして、</p>
---------------------------------	--

	<p>そうしますと非常に永続的に今後やらなければならないということになりますので、先の委員からのご指摘の点ともオーバーラップするんですけれども、今後どういう具合に続けて、これを風化させないでいくかということについて、しっかりやっていただきたいなど、これはお願いでございます。</p>
北陸電力	<p>先ほどちょっと全体的な話として、説明いたしました。原子力部門では、後でご説明いたします保安規定、原子炉施設保安規定で安全文化醸成活動についても、規定をしております。その中では、毎年毎年安全文化醸成活動について、実施部門でその年ちゃんとできたかどうか評価をして、その結果を社長までちゃんと報告して、社長のレビューを受ける。そういう仕組みを今作っております。こういった形を中心に今取り組んでおります。</p>
委員	<p>お願いとしては、あまり肩の力を入れすぎてやりますと、長続きしないものですから、最初は肩の力を入れてやっていただかないといけませんけれども。時間をかけて、じっくりとやっていただきたいと思います。</p>
委員	<p>この再発防止の件に関して、第三者機関として実効性というものを検証というよりも、いろいろチェックなさっていると思いますけれども、ここの項目で、沢山項目ありますが、全部100%頑張るわけではないと思います。この中で、検証委員会の中で、もし良ければ、何が一番指摘されたり、問題となっているのか。全て「OKです。OKです。」というふうには多分ならないと思いますけれども。保安院の検査もある。民間の、第三者機関のチェックもある。その中で、第三者機関のチェックというものをどういうふうにかえれば良いのか、具体的に何が一番問題になっているのでしょうか。</p>
北陸電力	<p>何が一番と申しますよりも、この検証委員会では各界、各層の方々にご参加をいただいております。学識経験者の方、それから、地元の代表として志賀町長にも入っていただいております。あるいは経済団体の方。そういったいろんな方のご意見をいただいております。こういった構成ですので、それぞれのお立場から助言をいただいていると言った方が正解かもしれませんが。例えば、あまりこういったものを押しつけても反って逆効果だとか、原子力というのは普通の人間がちゃんとやれば設備的に安全側にできているから、そういった意味であまり肩肘張らずにやるように指導してくださいなど、いろんなお立場の意見をいただいております。</p>
議長	<p>他どうでしょうか。</p>

	<p>それでは、他にご発言もないようですので、この志賀原子力発電所1号機の臨界事故に係る再発防止対策の実施状況につきましては、以上とさせていただきますと思います。</p> <p>引き続きまして、今日の議題(3)でございます原子力発電所の新検査制度について原子力安全・保安院の方から、保安規定の変更について北陸電力から説明をしていただきますか。</p>
保安院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「資料 No. 5-1 原子力発電所の新検査制度について」、「資料 No. 5-2 保全プログラムを基礎とする検査の導入について」を用いて説明</li> </ul>
北陸電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「資料 No. 5-3 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について」を用いて説明</li> </ul>
議長	<p>それでは、今ほどの安全・保安院からの説明と、これに伴いましての北陸電力からの説明について、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。</p>
委員	<p>新検査制度は、保全に重点を置くということは分かりました。この方法の方がより安全性が確保できるというふうに私も思います。ご説明があった中で、折角ちゃんと動いている機器を止めて分解点検するとかえって具合が悪くなるから、それは止めないで、最新の技術によって止めないでもちゃんと健全性が確保できるような検査技術が進んでおりますので、これはそういう方法ができるようになったということで、こういうことに変えたと思います。保全で十分できるものということと、やはり保全活動で十分できるとは言うもののやはり非常に重要なので、これについては止めて分解することによって多少故障確率が増えるとしてもこれは絶対に分解してチェックしないと駄目だと、そういうところの線引きというのは、それははっきりと国の方の立場として引かれている訳でしょうか。</p>
保安院	<p>私どもといたしましては、安全を確保するという観点で、全て同じ扱いをするということはありません。大事なものとそうではないものは当然あります。機械としては、同じポンプかもしれませぬけれども、大事なポンプと、普通の一般産業用の程度の良いポンプというような枠組みはできると思います。ですから、今回の制度の中では重要度という、保全の重要度という観点で、安全に必要なものをランク付けするような形の中で、おっしゃっていただいているような形で、機械としてはもつかもしれないけれども、それを考えたときにはやはり2年に1回にしようとか、そういう発想を入れ込むことも当然有りだと思っております。そういうものを重要度と併せて確認していくというやり方を今回取り</p>

<p>委員</p>	<p>入れています。この内容につきましては、学協会の規格と申した方がよろしいと思いますけれども、日本電気協会の方で、こういう保全の規定というものを現在作りました。それを私どもとして、今使って良いのかどうかという技術評価の最終段階に来てございます。これを踏まえて、今、おっしゃっていただいたような形で、安全上確保すること、それから、設備としてのアプローチ、その2つを併せて、重要度に合わせた点検をしていただくということを実現させていきたいと思っております。</p> <p>新しい評価に向けて、こういう新制度を導入し、国民の安全・安心を担保する方向を示していただくことは、ものすごく大事なことだと思えます。ただ先ほどおっしゃったように、13ヶ月が18ヶ月、将来24ヶ月、そうすると、逆に事業者から見ると、事業者の方がそういう規則、保安規定とか、いろんな点検に対して、非常にきつくなる。国はチェックするんだけど、会社はしっかりやりなさい、それで認められなかったら、そのまま良いよとか、いつまでも13ヶ月で良いよとか。例えば、関西電力や東京電力がうちは18ヶ月になりましたよ、24ヶ月になりましたよということがあって、北陸電力はいつまでも13ヶ月ということが出てきた時に、公共性として電力とかいろいろ考えると、非常にアンバランスというのか、だんだん安全とか安心以上に営利目的とか、18ヶ月よりも13ヶ月の方が経費がかかる、新しいから18ヶ月で良いのか、いろいろチェックして内容が立派だから例えば将来18ヶ月で認定を与えるというのか、その辺をしっかりといただかないと、何か競争を煽るだけではないかと思う。だから、今のまま13ヶ月で私は良いのではないかなという感じがします。</p>
<p>保安院</p>	<p>先生のご意見には2つ意味があるのではないかなと思います。私どもの考え方は、まず保全とか安全確保をするための投資は確実に必要だと思います。それは、否めません。ただ私ども、経済性とか何とかでこういうことをやるのは、保安院の立場では申し上げる立場ではない。安全を確保する上で何が必要なのかということを検討していただいた結果として、それでも13ヶ月をお選びになるのもご自由でございますので、そこは事業者さんがどうお考えになれるかというところで、私どもとしてはお任せしている。</p> <p>ただし、出てきたデータで18ヶ月をやれることを証明するという時には、現状、私どもの定期検査では検査を見た時に技術基準に適合していることを判断していますが、これを今回からは更に事業者が例えば18ヶ月運転しますと宣言した瞬間に、私どもの検査の姿勢、基準が変わりまして、この段階だけではなくて18ヶ月後も技術基準は適合しているということを判断基準に変</p>

	<p>えました。</p> <p>私どもはあくまで技術的な安全が、定期検査間隔が延びても確保できるかということを確認していきます。この方法として、現時点での技術基準の適合性だけではなくて、未来に渡って確認できることを証明していただくということにしました。ここは大きな変更点であります。ちょっと説明の中で省かせていただきました。判断基準としては、技術基準適合性を決められた未来、18ヶ月何なりまで適合できるという判断を私どもは明確に出したと思っております。その枠の中で、どういう運転をなさるかとか、競争があるかどうか、私どもちょっと分かりません。いろいろ延びる延びないについて、事業者さんのお考えもあろうかと思えます。ただ、安全という観点から、こういうシステムにしましたよと言うことはご紹介できる場所だと思います。</p>
委 員	<p>ちょっとずれるかもしれませんが。</p> <p>こういう新しい検査について、国としてやられることは大変良いことだと思っております。</p> <p>この考え方の保全活動というのは、自然環境が定常的であるということが前提です。ところが、我々は最近知っているように残念ながら、日本という国は自然環境が定常的ではなくて、非定常的でやはり自然災害の影響というのはいろいろ考えなきゃいけないわけです。今回、そういうことが盛られていないということをおっしゃるのではなくて、国として、そういうことについて何かお考えなのではないでしょうか。仮に周りのところで何か起これば、その影響とかを当然チェックしなければいけないわけです。そういうことについて、一般論として、自然災害としては、地震・津波・その他洪水とか、火山活動とか、いろんなものがあると思うんですが、その点、国として現在ご検討中であつたら、何か教えていただけたらと思います。</p>
保安院	<p>私、本日は検査の制度ということでご説明申し上げましたので、先生のご指摘について、十分お答えできるかどうか分かりませんが、まず検査制度そのものは機械の劣化という面で考えたので、その環境の中で、温度が上がる、海水温が上がる、そういうことについては今後も把握した上で対応していく所存でございます。ただもう少々大きな意味が先生のご意見にはあつたかと思えます。地震、雷、その他外部要因、風雪もでございます。そのようなものに対して、今後、状況が変わるのではないかということをご指摘いただいたと思います。</p> <p>まず1点について、そういう自然災害というものについての確認は、設置許可の最初の審査段階で、概ね自然災害というわけではございませんが、自然環境というのは大体平均値に対して30%くらい変動があるというような気候要因とかを踏まえた上で、</p>

	<p>今後何十年に1回くらい起きるような地震だとか、地震はもうちょっと今考え方が変わりました。新しい指針ということで大きな地震動を考えていかなければならないということで今見直しをさせていただきます。その他の風雪などにつきましても、いくつかの荷重を大きめに見積もることで、当初に設計をさせていただきます。今後、それが変動が無く、現時点においても本当にそれで良いのかということについては、新しい知見ということであり、本当に変わるかどうか分かりませんが、気象環境等が変わりましたら、それを踏まえて私ども10年に1回、定期的な安全レビューというものを義務づけさせていただきます。今回もそれを明確に、保安規定の中で、記載していただくことになっておりまして、こういう中で新知見として気候が変わったとかの条件が出てくれば、それで安全が確保されているのかどうかということの自己評価をまずしていただく。ここの関係を我々はチェックしていくというやり方で今後予測できないいろいろな変化についても対応していきたいと考えているところです。どんなことが出てくるのか私、現在のところ、予想が付きません。従いまして、こういう枠組みがあるということだけご紹介させていただきました。</p>
委員	<p>いずれにしても、現在国として、そういうことをご検討中ということですね。</p>
保安院	<p>大きな命題をもって検討ということではございませんが、もし何かそういうことがあった時にはそれを原子力の安全という観点で影響があるのかないのかということ把握する制度はございますということだけのご紹介となります。</p>
委員	<p>基本的に13ヶ月の枠を外して、18ヶ月或いは場合によっては24ヶ月、そういう範囲に延長されたということに関しましては、制度として、そういう運用が可能だということに関して、私は非常に合理的、今日のご説明を伺っても、非常に合理的にやられておりますので、結構なことだと思いました。</p> <p>この背景には、実は私、関西で研究会を作りまして10年くらい前に検討しまして、どれくらいまでだったら延長できるだろうかと、どこの部分はどれくらいもつのかという検討会をやったことがございます。その時にも既にそういうような結論と言いますか、そういう見込みは得ておりました。ところがなかなかそれが実施されずに、今日ご説明にはなかったかと思いますが、諸外国の中では日本の13ヶ月というのが一番遅いと思うんです。先月台湾に行ってまいりましたけれども、日本の方が技術が進んでいるんですが、台湾でさえ18ヶ月とか、韓国もそれより先に行っておりますし、そのような状況ですので、どちらかということと日本が13ヶ月から先に行くのが非常に遅れた方ではないかと思</p>

議長

ます。日本がなかなか出なかったのは、いろいろ、トラブルがあったり何なりということがあったのではないかと思いますけれども、非常に慎重に審議して来られて、やっとここに来て、こういう状況になったということについて、私は歓迎いたします。

あまり13ヶ月ということにこだわっていますと、これは北陸電力の事ではなく、私が見ている関西電力の事ですけれども、定期検査をどうしても短縮して経済性を上げなければならないというような方向に進んできており、そういうことは必ずしも良いことではありませんで、ご承知のように美浜3号機を契機に私も外部からお願いしたのはあまり定期検査に縛りをかけずに寧ろ事業者の立場だけではなくて、下請け、関連企業の方々の目線に立って、物を考えてくださいと、そうして彼らの意見もいろいろ聞いてくださいと、今の定期検査では無理があるんじゃないでしょうかと、そういうことを申し上げました。そうしますと、例えば、今の時期、下請けの業者の方、下請けというと語弊があるので、協力会社の方々は早く帰りたいと、汽車が混まないうちに帰りたいといろいろそういうことがあるわけです。電力さんがスケジュールを示されるより、彼らにいろいろ意見を聞きながらスケジュールを組んだ方が非常に無理な仕事をしていただいていると、そういうこともありまして、あまり定期検査期間の短縮ということにとらわれずにできるのではないかと、もちろん短縮できればそれに越したことはないわけですけれども、運転期間の延長ということと組み合わせて、合理的にできる。

それからもう一つは、保安院の方がおっしゃられた燃料サイクルなどの絡みもございまして、必ずしも長く延ばしたからと言って、燃料サイクルがうまく組めるわけではないと思いますので、その辺について電力会社さんが極めて合理的に計画を立てられるとそういう柔軟性が増すという意味でも非常によろしいのではないかと、それによって結果として経済性が上がると、これは好ましいことだと思います。

ちなみに稼働については、韓国が90%という話もございまして、日本はかつては80%だったやつが、現在は70%を割っているかもしれませんので、そういう意味でも経済性をもっと上げて、温暖化の対策というものをしっかりとやらなければならないと、そういう動きにも結果として、合致するのだと、安全性を最優先しながら、そういうことにも合致すると、非常に良いことではないかと思います。

他にどうでしょうか。

それでは、ご意見が無いようでございますので、この新検査制度については、以上とさせていただきたいと思います。

大変恐縮ですが、新検査制度の導入によりまして、より一層の安全性の確保を図るというご説明がありましたけれども、是非、

	<p>保安院におかれましては、今後とも、適宜分かりやすい説明をお願いしたいと思ひますし、また、厳格な運用もお願いしたいと思ひているところでございます。</p> <p>それでは、続きまして、今日の議題（４）にあります平成２０年度第２報（案）、議題（５）にあります志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書平成２０年度第１報（案）について、事務局から説明いたしたいと思ひます。</p> <p>なお、これらの報告書（案）につきましては、１１月２６日に行われました測定技術委員会並びに温排水影響検討委員会におきまして、専門的な見地から技術的検討を経たものであることを皆様にご報告しておきたいと思ひます。それでは、説明してください。</p>
<p>原安室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「資料 No. 2 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書（案）（平成２０年度第２報）（平成２０年７月～９月分）」、「資料 No. 3 志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書（案）（平成２０年度第１報）（春季）」を用いて説明</li> </ul>
<p>議長</p>	<p>それでは、今ほどの環境放射線監視結果平成２０年度の第２報、そしてまた温排水調査結果の平成２０年度第１報について説明をいたしましたけれども、ご質問ありましたら、ご発言いただきたいと思ひます。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、ご質問も無いようですので、この件につきましては、以上とさせていただきます。</p> <p>これを持ちまして、本日予定しております議題の審議を終了とさせていただきます。</p> <p>若干時間が延びて申し訳ないと思ひておりますが、あと事務局から何かあったら報告してください。</p>
<p>原安室</p>	<p>それでは、事務局からご報告申しあげます。</p> <p>お手元に資料No. 6として配布しておりますのは、前回１０月に開催しました協議会の議事概要であります。</p> <p>これにつきましては、委員の皆様方に内容のご確認をいただいたものであり、現在ホームページ上に公開いたしております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、これを持ちまして、本日の石川県原子力環境安全管理協議会を終了いたしたいと思ひます。</p> <p>本日は誠にどうもありがとうございました。</p>